第五章の章名を次のように改める。

第五章　地上基幹放送局及び地上一般放送局の運用

第百三十八条第一項中「地上基幹放送局及び地上一般放送局は」を「地上基幹放送局及び地上一般放送局は」に改め、「テレビジョン放送を行う地上基幹放送局」の下に「及びエリア放送（放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）第百四十二条第二号に規定するエリア放送をいう。以下同じ。）を行う地上一般放送局」を加え、「地上基幹放送局であつて」を「地上基幹放送局若しくは地上一般放送局であつて」に改め、同条第二項中「地上基幹放送局は」を「地上基幹放送局及び地上一般放送局は」に改め、「テレビジョン放送を行う地上基幹放送局」の下に「及びエリア放送を行う地上一般放送局」を、「規定する地上基幹放送局」の下に「若しくは地上一般放送局」を加え、同条第三項中「地上基幹放送局」の下に「及び地上一般放送局」を加える。

第百三十八条の二中「地上基幹放送局」の下に「及び地上一般放送局」を加える。

第百三十八条の三の表注一中「放送区域」の下に「及び地上一般放送局の業務区域」を加える。

第百三十九条第一項中「地上基幹放送局」の下に「及び地上一般放送局」を加え、同条第二項中「地上基幹放送局は、前項」を「地上基幹放送局及び地上一般放送局は、前項」に改め、「行う地上基幹放送局」の下に「及びエリア放送を行う地上一般放送局」を加え、同条第三項及び第四項中「地上基幹放送局」の下に「及び地上一般放送局」を加える。

第百三十九条の二第一項中「地上基幹放送局」の下に「及び地上一般放送局」を加える。

第五章中第百三十九条の二の次に次の一条を加える。

（混信の防止）

第百三十九条の三　エリア放送を行う地上一般放送局にあつては、自局の発射する電波が他の無線局の運用又は放送の受信に支障を与え、又は与えるおそれがあるときは、速やかに当該周波数による電波の発射を中止しなければならない。

（無線設備規則の一部改正）

第六条　無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二節の十二　番組素材中継を行う無線局等の無線設備（第三十七条の二十七の二十一―第三十七条の二十七の二十三）」を「第二節の十二　番組素材中継を行う無線局等の無線設備（第三十七条の二十七の二十一―第三十七条の二十七の二十三）　第二節の十三　エリア放送を行う地上一般放送局の無線設備（第三十七条の二十七の二十四・第三十七条の二十七の二十五）」に改める。

第十四条第一項の表中

二の二　四七〇MHzを超え七七〇MHz以下の周波数の電波を使用するテレビジョン放送のうちデジタル放送を行う地上基幹放送局であつて、空中線電力が〇・五ワット以下の送信設備（複数波同時増幅器を使用する場合に限る。）	二〇	二〇

を

二の二　四七〇MHzを超え七七〇MHz以下の周波数の電波を使用するテレビジョン放送のうちデジタル放送を行う地上基幹放送局であつて、空中線電力が〇・五ワット以下の送信設備（複数波同時増幅器を使用する場合に限る。）	二〇	二〇
二の二　四七〇MHzを超え七七〇MHz以下の周波数の電波を使用するテレビジョン放送のうちデジタル放送を行う地上基幹放送局であつて、空中線電力が〇・五ワット以下の送信設備（複数波同時増幅器を使用する場合に限る。）	二〇	二〇

に

二の三　四七〇MHzを超え七一〇MHz以下の周波数の電波を使用するエリア放送を行う地上一般放送局の送信設備	占有周波数帯幅が五・七MHzのもの	一〇	二〇
	占有周波数帯幅が四六八kHzのものであつて、空中線電力が一三分の五〇ミリワット以下のもの	一〇	五〇
	占有周波数帯幅が四六八kHzのものであつて、空中線電力が一三分の五〇ミリワットを超えるもの	一〇	二〇

を改める。

第四章第二節の十二の次に次の一節を加える。

第二節の十三　エリア放送を行う地上一般放送局の無線設備

（適用の範囲）

第三十七条の二十七の二十四　この節の規定は、テレビジョン・カメラの出力端子から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の映像送信設備、マイクロホン増幅器又は録音再生装置の出力端子から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の音声送信設備及びデータ信号送出装置から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の無線設備に適用があるものとする。

（変調方式等）

第三十七条の二十七の二十五　送信装置の変調方式は、次の各号に掲げる占有周波数帯幅に応じて、当該各号に掲げる方式であること。

一　占有周波数帯幅が五・七MHzのもの　四分のπシフト差動四相位相変調、四相位相変調、一六値直交振幅変調又は六四値直交振幅変調が行われた信号並びに差動二相位相変調が行われた信号及び二相位相変調が行われた信号により逆高速フーリエ変換を用いて直交周波数分割多重変調する方式

二　占有周波数帯幅が四六八kHzのもの　四相位相変調又は一六値直交振幅変調が行われた信号並びに差動二相位相変調が行われた信号及び二相位相変調が行われた信号により逆高速フーリエ変換を用いて直交周波数分割多重変調する方式

2　逆高速フーリエ変換のサンプル周波数は、六三分の五一二MHzとし、その値から次の各号に掲げる占有周波数帯幅に応じ、当該各号に掲げる値を超える偏差を生じてはならない。

一　占有周波数帯幅が五・七MHzのもの　（±）百万分の〇・三

二　占有周波数帯幅が四六八kHzのもの　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める値

イ　複数送信機で単一周波数ネットワークを構成する場合　（±）百万分の三・九

ロ　複数送信機で単一周波数ネットワークを構成しない場合であつて空中線電力が一三分の五〇ミリワットを超えるとき　（±）百万分の三・九

ハ　複数送信機で単一周波数ネットワークを構成しない場合であつて空中線電力が一三分の五〇ミリワット以下のとき　（±）百万分の一〇

3　搬送波の変調波スペクトルは、別図第四号の八の十八に示す許容値の範囲内になければならない。